

ほ場整備調査設計業務（賀集地区） 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

南あわじ市賀集地区において、令和7年度に農地中間管理機構関連農地整備事業の国採択を受けるため、調査設計業務を実施する。業者選定にあたっては、高度な技術を有するとともに豊富な経験を持ち、創造力、計画支援能力に優れ、地元と一体となってこの業務すすめていくことができる者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により企画提案書の提出を求め、ほ場整備調査設計業務（賀集地区）プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて総合的に評価し、この業務に最も適した受注候補者（以下、「最優秀提案者」という。）を選考することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名	ほ場整備調査設計業務（賀集地区）
(2) 業務内容	別紙「ほ場整備調査設計業務（賀集地区）特記仕様書（以下、「特記仕様書」）」のとおり
(3) 選定方式	公募型プロポーザル方式
(4) 業務期間	令和4年度 契約締結日から令和5年3月21日まで 令和5年度 未定（別途協議）
(5) 最低制限価格	無
(6) 見積限度額	令和4年度 9,177千円（税抜き） 令和5年度 16,675千円（税抜き、概算見込額）
(7) 契約保証	南あわじ市契約規則による
(8) 支払い条件	前払金 有 部分払 無
(9) 担当部署	南あわじ市産業建設部農地整備課 〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1 TEL：0799-43-5225 FAX：0799-43-5325 E-mail：nouchi@city.minamiawaji.hyogo.jp

3. 応募方法

単独企業による。

4. 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、公告日において、南あわじ市契約規則（平成17年南あわじ市規則第39号）第3条に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から契約締結日までの間に、南あわじ市指名停止基準に基づく指名停止を受

- けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者。
- (3) 公告日時点において、近畿圏内（大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県又は和歌山県）において、本社・本店（主たる営業所）又は本社・本店より入札及び契約締結に関する委任を受けた支店・営業所（従たる営業所）であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
 - (5) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに南あわじ市内に本店支店がある場合には、本市の市民税・固定資産税に未納がない者であること。（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
 - (6) このプロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人間関係がないこと。
 - (7) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - (8) 農地中間管理機構関連農地整備事業にかかる調査設計業務の実績又は平成29年4月1日以降には場整備事業にかかる調査設計業務の実績を有すること。
 - (9) 農地中間管理機構関連農地整備事業にかかる調査設計業務に従事し又は平成29年4月1日以降には場整備事業にかかる調査設計業務に従事し、官公庁と協議の経験を有する者で、直接的かつ恒常的な雇用関係がある主任技術者を配置できること。

5. プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの実施に係る概ねのスケジュールは、次のとおりとします。

① 公募開始（公告）	令和4年 5月 2日
② 資料の配布期間	令和4年 5月 2日～ 5月17日
③ 参加表明書等の提出期限	令和4年 5月17日
④ 参加資格適否の通知	令和4年 5月20日（予定）
⑤ 参加非資格者の異議申立て期間	上記④通知日翌日から7日以内
⑥ 質問書の提出期限	令和4年 5月27日
⑦ 質問に対する回答期限	令和4年 6月 1日（予定）
⑧ 企画提案書等の提出期限	令和4年 6月10日（予定）
⑨ ヒアリング等の実施	令和4年 6月21日（予定）
⑩ 審査委員会	令和4年 6月下旬（予定）
⑪ 最優秀提案者の選考及び決定	令和4年 6月下旬（予定）
⑫ 最優秀提案者への見積依頼	令和4年 6月下旬（予定）
⑬ 契約の締結	令和4年 7月上旬（予定）

6. 参加表明の手続き

このプロポーザルの参加手続き等は、以下のとおりとする。

- (1) 資料の配布
参加を希望する者は、下記の資料を南あわじ市ホームページからダウンロードするものとする。
 - ①ほ場整備調査設計業務（賀集地区） 公募型プロポーザル実施要領
 - ②ほ場整備調査設計業務（賀集地区） 特記仕様書
- (2) 参加表明書等の提出期限
令和4年5月17日（火） 午後5時必着
- (3) 参加表明書等の提出方法
プロポーザルに参加しようとする者は、必要書類を添えて参加表明書等を持参または郵送により提出すること。なお郵送の場合は電話にて到着確認をおこなうこと。
- (4) 参加表明書等の提出先
南あわじ市産業建設部農地整備課（ 上記2(9) 担当部署 ）
- (5) 参加表明書等の書類
別紙1「参加表明書等提出時の提出図書一覧」による。
- (6) 参加資格適否の通知
提出された書類等について審査・確認を行い、参加資格に適したものであるか否かを決定し、参加表明者に電子メールまたはFAXにて、その結果を通知する。
- (7) 異議申立て
プロポーザル参加資格の結果に疑義のある非資格者は、参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）にて説明を求める申立てをおこなうことができる。申立期間は通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内とする。当該申立てを行った者に参加資格が無いとした理由について、申立期限の翌日から起算して原則3日（市の休日を除く。）以内に回答する。

7. 質問の受付及び回答

企画提案書の作成等について不明な点がある場合は、質問書（様式第7号）に内容を簡潔に記載し、電子メール又はFAXにて提出すること。口頭での質問は受け付けない。また電子メール・FAX送信後は電話にて受信確認をおこなうこと。

- (1) 提出期限 令和4年5月27日 午後5時必着
- (2) 提出先 南あわじ市産業建設部農地整備課（ 上記2(9) 担当部署 ）
- (3) 回答方法 令和4年6月1日午後5時までに電子メール又はFAXにて回答する。
なお本回答書は、この実施要領と一体のものとして同等の効力を有するものとする。また回答については全参加表明者に対し、質問の内容を含め回答する。

8. 企画提案書の提出

企画提案書は、次により提出すること。なお企画提案書の作成・提案に係る一切の費用は企画提案者の負担とし、企画提案書は返却しないものとする。

- (1) 提出期限 令和4年6月10日 午後5時必着
- (2) 提出先 南あわじ市産業建設部農地整備課（ 上記2(9) 担当部署 ）

- (3) 提出方法 持参または郵送により提出すること。なお郵送の場合は電話にて到着確認をおこなうこと。
- (4) 提出書類 別紙2「提案書提出時提出図書一覧」参照
- (5) その他
 - ・企画提案時見積書は記名押印のこと。なお見積価格は単に価格が低いものが評価されるものではなく、提案内容とともに総合的に評価する。
 - ・企画提案者の提案として、作業項目内訳表記載の各作業の実施年度を変更する場合であっても、**企画提案時見積書は、発注者が提示する「設計作業項目内訳表」により見積ること。**
 - ・企画提案参加を辞退する場合は書面により申し出ること（様式任意）

9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

次により企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を実施する。なお、実施の詳細等については、後日企画提案者に通知する。また、ヒアリング等は非公開とする。

- (1) 実施日 令和4年6月中旬予定（日程は決定次第通知）
- (2) 実施場所 南あわじ市役所会議室（詳細は決定次第通知）
- (3) 出席者 1企画提案者あたり5名まで
- (4) 時間 1企画提案者あたり45分程度以内を予定
（なお説明については原則プレゼンテーション動画DVDによること）
- (5) 機材等 ヒアリング等の際に機材等を使用する場合はすべて事業者が準備のこと。
- (6) 提案順 ヒアリング等の順は、企画提案書受付順とする。
- (7) その他 会場には審査委員のほか、地元農業者が同席し、提案内容の確認や質問等をおこなう。

10. 審査方法及び評価基準

- (1) プロポーザルによる最優秀提案の特定に関する審査は、南あわじ市プロポーザル審査委員会条例（平成22年南あわじ市条例第47号）に基づき審査委員会において実施する。なお審査委員会は非公開とする。
- (2) 提案及びヒアリング等の内容に関する評価項目及び評価基準は、別紙3「評価要領」とおりとする。
- (3) 審査委員会において総合評価点の最も高い者（最優秀提案者）を候補者として選考し、特定するものとする。なお総合評価点が360点に満たない場合は、該当者なしとする。
- (4) プロポーザルに参加する者が一者となった場合でも選考は実施する。
- (5) 選考結果は、決定後速やかに全ての企画提案者に通知するとともに、南あわじ市ホームページにて公表する。なお、選考の過程は非公開とし、選考結果の疑義については受付けない。

11. 契約の方法等

- (1) 上記10により特定された最優秀提案者の決定後、速やかに企画提案書を基に詳細を協議する。最優秀提案者より作業項目の年度内訳を変更する企画提案があった場合は、

協議においてその変更見積書の提出を求めるとともに、発注者は令和4年及び5年度の見積限度額の再計算を行う。協議を経た後、最優秀提案者の変更見積価格が、再計算後の令和4年及び5年度の見積限度額を超える場合は、協議が不調となったものとするので留意すること。

- (2) 協議後、予定価格を算出。改めて正式見積書の提出を求め、予定価格の範囲内の額を持って令和4年度の契約を締結する。契約条件は、南あわじ市契約規則（平成17年規則第39号）及び南あわじ市入札契約事務取扱要領の定めるところによる。
- (3) (1)の協議が不調となったときは、審査により順位付けられた上位の者から順に協議を行うものとする。ただし総合評価点が360点に満たない者とは協議を行わない。
- (4) 令和5年度の調査設計業務にかかる契約は、提示を受けた見積額により別途協議による。ただし次のいずれかに該当するときは、令和5年度業務について協議を行わない。
 - ・発注者の予算が成立しないとき
 - ・南あわじ市入札審査会の承認が得られないとき
 - ・本業務にかかる国庫補助金（県補助金）の交付決定がないとき
 - ・令和4年度の業務が、発注者又は地元が期待する水準に達していないとき

1 2. 失格事由

次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、この件にかかる資格を失うものとする。

- (1) 定められた期限内に企画提案書等が提出されなかったとき、又は辞退の申し出があったとき。
- (2) 企画提案書等の内容が、この要領に定めた条件を満たしていないと認められるとき。
- (3) 企画提案書等の記載内容に著しい不備があるとき、または不正もしくは虚偽の記載があると認められるとき。
- (4) 審査委員会委員への接触や他の参加者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正もしくは悪質な行為を行ったとき。
- (5) 企画提案時の見積額（税抜き）が、「2. (6)」に規定する見積限度額を上回ったとき。
- (6) 第三者の著作権を侵害する提案を行ったとき。
- (7) 前号に掲げるもののほか、審査委員会が不適格と認めたとき。

1 3. その他注意事項等

- (1) 参加報奨金は支払わないものとする。（企画提案に要する費用の一切は、プロポーザル参加者の負担とする。）
- (2) 企画提案者の都合による、提出期限以降における提出図書の差し替え及び再提出は認めない。また提出図書は返却しない。
- (3) 提出図書の著作権は南あわじ市に帰属することとする。但し南あわじ市と契約を締結しなかった参加者が提出した図書の著作権については、提出者に帰属するものとする。
- (4) 提出図書は、審査等の必要上、複製を作成し使用することができるものとする。またこの選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物への掲載、展示等に使用できるものとする。公平性、透明性及び客観性を期するために、南あわじ市情報公開条例（平成17年条例第18号）の規定に基づき、公表することがある。

- (5) 一の参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (6) 参加資格の無い者がした企画提案、虚偽の記載をした参加表明及び企画提案は無効とする。
- (7) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案団体が負うものとする。
- (8) 提出書類の内容について、個別に問い合わせをおこなうことがある。また追加資料の提出を依頼することがある。
- (9) 最優秀提案者は、南あわじ市暴力団排除条例（平成 25 年南あわじ市条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員又は第 3 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないことについての誓約書を、上記 11 にかかる契約の締結前に提出すること。
- (10) 令和 4 年度の国庫補助金（県補助金）の交付決定がないときは、ヒアリング等の日程を延期又は中止することがある。

別紙 1 参加表明書等提出時提出図書一覧

提出図書等	部数
① プロポーザル参加表明書（様式第1号）	正1部
② 納税証明書 ㊦) 国税＝その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 ㊧) 地方税＝南あわじ市税に係る未納税額のない証明（納税証明書とは別のもの） ※1 地方税については、本店又は委任を受けた支店等の営業所が南あわじ市にある場合のみ ※2 写し可	正1部
③ 事業所概要（様式第2号）	正1部
㊦) 会社パンフレットがある場合は添付してください	
④ 企画提案者の実績調書（様式第3号）	正1部
㊦) 実績を1件以上（最大3件）記載のこと。 ㊧) 記載した業務における契約書の写しを添付のこと。 ㊨) 4.参加資格要件(8)が確認できる実績を記載すること。	
⑤ 予定技術者の経験調書（様式第4号）	正1部
㊦) 業務従事経験を1件以上（最大3件）記載のこと。 ㊧) 記載した業務における契約書の写しを添付のこと。 ㊨) 4.参加資格要件(9)が確認できる経験を記載すること。 ㊩) 社員証等の雇用関係が確認できる書類の写しを添付のこと。なお調書の趣旨と無関係な個人情報伏せて可。 ㊪) ④企画提案者の実績に記載の事業と同じで可	

※ 上記①から⑤までの図書を1セットとし、正1部として調製してください。また、インデックス等により見やすいように調製してください。

別紙 2 企画提案書提出時提出図書一覧

提出図書等	部数
① 企画提案書（様式第 5 号） ----- ア) 提案書の添付書類として提案内容を A 4 判 5 枚以内（片面印刷・任意様式）で作成すること。	正 1 部、副 7 部
② 企画提案時見積書（様式第 6 号）	
③ 事業所概要（参加表明書添付資料再添付）	
④ 企画提案者の実績調書（参加表明書添付資料再添付）	
⑤ 予定技術者の経験調書（参加表明書添付資料再添付）	
⑥ プレゼンテーション動画 DVD ----- ア) DVD は家庭用 DVD プレイヤーで再生できること	8 セット (正副含む)
⑦ ①～⑤までの PDF データを収録したデータ DVD	正 1 部

- ※ 上記①から⑥までの図書を 1 セットとし調製すること。また、インデックス等により見やすいように調製すること。
- ※ 用紙サイズは A 4 に統一のこと。A 3 判による折込頁の挿入は可とするが、A 3 判 1 枚は A 4 判 2 枚とカウントする。
- ※ ⑦については正本に添付すること。

別紙3 評価項目及び評価基準の概要

1. 評価基準

評価項目	評価基準の概要	配点
①企画提案者の評価	ほ場整備に関して豊富な実績があり、南あわじ市の農業特性を知っているか、地元に関わりやすい資料作成や説明能力を有するか、賀集地区ほ場整備への取組み姿勢に熱意があふれ、一緒に計画を作るパートナーとして信頼に足る者であるかを評価する	10
②業務実施体制の評価	配置予定の主任技術者、その他技術者・担当者的人数、経験、保有資格、協力業者との連携予定や関係機関との調整、打合せ、業務のIT化など、調査設計を滞りなく円滑に安心して任せられる体制を整えられるかを評価する。	20
③現況調査方針の評価	業務の実施スケジュールや現地調査、地元への資料収集依頼、ヒアリング、打合せの手順など、企画提案者の現況調査の考え方について評価する。	20
④計画提案方針の評価	国の施策・業界動向、新技術の情報収集の方針、地元への情報提供や、地元関係者の想いの汲み取り、営農のDX化に関する提案方針、慣例に囚われすぎない計画提案方針など、企画提案者の計画策定の考え方について評価する。	30
⑤企画提案時見積額の評価	企画提案者の2か年の見積価格Aと発注者の設計積算額（非公表）Bとの比率A/B 0.75未満 20点 0.75以上～0.80未満 16点 0.80以上～0.85未満 12点 0.85以上～0.90未満 8点 0.90以上～0.95未満 4点 0.95以上 0点	20
合 計		100

2. その他

- (1) プロポーザル審査委員の採点の合計値を総合評価点とする。
- (2) 有効な企画提案書を提出した参加資格者であって、総合評価点の高い最優秀提案者を第1位の優先交渉権者とし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議をおこない決定するものとする。
- (3) 総合評価点と同じ点数の場合は、企画提案時見積書の見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。見積価格も同じ場合は、くじにより上位の順位を付ける。

(様式第1号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様
本店所在地又は
営業所所在地
商号又は名称
代表者又は受任者
職 氏 名
(提出者) (担当者) 担当部署
氏 名
電話番号
FAX 番号
E - Mail

印

参 加 表 明 書

ほ場整備調査設計業務（賀集地区）のプロポーザルについて、下記のとおり関係書類を添えて参加を表明します。

記

- 【提出書類】
- ①プロポーザル参加表明書（本紙）
 - ②納税証明書
 - ③事業所概要
 - ④企画提案者の実績調書
 - ⑤予定技術者の経験調書

ほ場整備調査設計業務（賀集地区）のプロポーザル参加申請にあたり、実施要領に規定する参加資格要件を満たし、提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは参加資格決定通知後、審査、選定、契約までの間に誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申立てません。また、参加表明及び企画提案時における提出書類について、資格要件を確認するため、南あわじ市が各関係機関に対して調査・照会資料として使用することに承諾します。

(様式第2号)

事業所概要

名 称						
代 表 者 名						
所 在 地						
設 立 年 月 日			資 本 金 (千 円)			
参 加 事 業 所 名						
参加事業所所在地						
参 加 事 業 所 電 話 番 号			参 加 事 業 所 F A X 番 号			
事業所の特色及び 経 営 方 針						
I S O 等 取 得 状 況						
主 な 登 録						
職 員 数	常勤職員 (1)+(2)	人	技術職員 (1)	人	その他常勤職員 (2)	人
主 な 有 資 格 者 の 状 況	資格名			事業所全体	うち参加事業所	
				人	人	
				人	人	
				人	人	
				人	人	
				人	人	
	合計			人	人	

※ パンフレット等がある場合は添付のこと

(様式第3号)

企画提案者の実績調書

1 企画提案者の業務実績

1	業 務 名	
	履 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	発 注 機 関	
	業 務 規 模	受益面積 ha
	業 務 概 要	

2	業 務 名	
	履 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	発 注 機 関	
	業 務 規 模	受益面積 ha
	業 務 概 要	

3	業 務 名	
	履 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	発 注 機 関	
	業 務 規 模	受益面積 ha
	業 務 概 要	

- ※ 実績はすでに業務が完了した業務とする。
- ※ 参加資格要件(8)が確認できる実績を記載すること。
- ※ 契約書の写しを添付のこと。

(様式第4号)

予定技術者の経験調書

1 配置予定の主任技術者氏名 _____

2 配置予定の主任技術者の業務経験

1	業務名	
	履行期間	年 月 日～ 年 月 日
	発注機関	
	業務規模	受益面積 ha
	業務概要	

2	業務名	
	履行期間	年 月 日～ 年 月 日
	発注機関	
	業務規模	受益面積 ha
	業務概要	

3	業務名	
	履行期間	年 月 日～ 年 月 日
	発注機関	
	業務規模	受益面積 ha
	業務概要	

- ※ 実績はすでに業務が完了した業務を対象とする。
- ※ 参加資格要件(9)が確認できる実績を記載すること。
- ※ 契約書の写しを添付のこと。
- ※ 社員証等の雇用関係が確認できる書類の写しを添付してください。なお、調書の趣旨と無関係な個人情報伏せて可。

(様式第5号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

本店所在地又は
営業所所在地
商号又は名称
代表者又は受任者
職 氏 名

印

(提出者) (担当者) 担当部署

氏 名

電話番号

FAX 番号

E - Mail

企 画 提 案 書

ほ場整備調査設計業務（賀集地区）について、下記のとおり関係書類を添えて
企画提案書を提出します。

記

【提出書類】

- ①企画提案書
- ②企画提案時見積書
- ③事業所概要
- ④企画提案者の実績調書
- ⑤予定技術者の経験調書
- ⑥プレゼンテーション動画DVD
- ⑦提出書類にかかるデータDVD

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

本店所在地又は
営業所所在地

商号又は名称

代表者又は受任者

職 氏 名

印

企 画 提 案 時 見 積 書

ほ場整備調査設計業務（賀集地区）について、下記のとおり見積りします。

記

見積合計価格	金	円
(内訳)	令和 4 年度	円
	令和 5 年度	円

備考

- 1 企画提案時見積書は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望価格の 110 分の 100 に相当する金額(消費税を含まない額)を記載すること。
- 2 年度ごとの見積価格が、2 (6) で示す見積限度額以内であること。合計価格に関わらず、年度ごとの見積価格が、2 (6) で示す見積限度額を超える場合は失格とする。
- 3 見積価格は、単に金額が低い者より評価されるものではなく、提案内容とともに総合的に評価するものとする。
- 4 企画提案者の提案として、作業項目内訳表記載の各作業の実施年度を変更する場合でも、この見積価格は発注者が提示する「設計作業項目内訳表」により見積ること。

(様式第7号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

住 所

商号又は名称

質 問 書

ほ場整備調査設計業務（賀集地区）について、次の事項を質問します。

NO	資料名	ページ数 及び行数	質 問 事 項 及 び 質 問 内 容

担 当 者 連 絡 先	氏 名		担当部署・役職
	電 話 番 号		F A X 番 号
	メールアドレス		そ の 他

(注1) 用紙が不足する場合、複写して使用してください。

(注2) 質問内容は、趣旨が判断できるような表現としてください。

(注3) 質問には必ず番号を付してください。

(注4) 様式は必要に応じて適宜加工してお使いください。